

証券コード4435
(発送日) 2024年6月10日
(電子提供措置の開始日) 2024年6月3日

株 主 各 位


東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社カオナビ
代表取締役社長Co-CEO 佐藤 寛之

第16期定時株主総会招集ご通知


拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト URL:	https://corp.kaonavi.jp/ir/library/convocation_notice/
QRコード	

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス) URL:	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
QRコード	

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「カオナビ」又は「コード」に当社証券コード「4435」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）又はインターネット（スマート行使）により議決権を行使することができます。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」（4頁）に従い、2024年6月25日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネット（スマート行使）による議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載されております、「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスタ 4階 渋谷ソラスタコンファレンス 4D
（開催場所が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第16期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第16期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「新株予約権等の状況」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事前質問の受付についてのご案内

当日株主総会会場にご来場されない株主様に向けて、下記の事前質問受付フォームにおきまして、事前質問を承ります。

ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容で株主様お一人当たり1つに限らせていただきます。株主の皆様のご関心が特に高い事項については、株主総会当日に回答をさせていただく予定ですが、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

【受付方法】

下記の事前質問受付フォームより株主番号、お名前、ご質問内容をご記入ください。

事前質問受付フォーム URL:	https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScFBuR22Ea4xsgu_rMpd18wU2R1yBIDI60H-zNFSdRo0meavg/viewform
QRコード	

【受付期間】

2024年6月3日(月曜日)から2024年6月18日(火曜日)まで

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

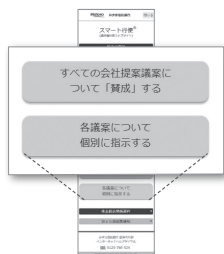
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

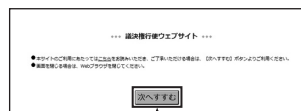
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

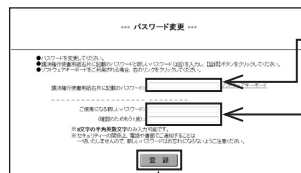
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く 9:00～21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

さとう
佐藤

ひろゆき
寛之

生年月日

1979年5月18日

所有する当社の株式数

334,400株

取締役会出席状況（出席率）

18/18回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2003年4月 株式会社リンクアンドモチベーション入社

2008年11月 シンプルクス株式会社入社

2011年9月 当社取締役

2017年6月 当社取締役副社長

2019年4月 当社取締役副社長 COO

2022年6月 当社代表取締役社長 Co-CEO（現任）

取締役候補者とした理由

カオナビ事業の創業以来、共同創業者として、優れた戦略実行力とリーダーシップを発揮し、当社ビジネスの発展を牽引してまいりました。営業・マーケティング分野をはじめ、会社経営に関する豊富な経営経験と知見を有しており、今後も当社企業価値のさらなる向上と持続的な成長に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

やなぎ はし
柳橋

ひろ き
仁機

生年月日

1975年7月6日

所有する当社の株式数

3,206,575株

取締役会出席状況（出席率）

18/18回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2000年6月 アクセンチュア株式会社入社
2002年7月 株式会社アイスタイル入社
2008年5月 当社設立 代表取締役
2019年4月 当社代表取締役社長 CEO
2022年6月 当社代表取締役 Co-CEO（現任）

取締役候補者とした理由

当社の創業者として強いリーダーシップを発揮し、揺るぎない経営ビジョンのもと、当社ビジネスの発展を牽引してまいりました。技術分野をはじめ、長年にわたる代表取締役としての豊富な経営経験と知見を有しており、今後も当社企業価値のさらなる向上と持続的な成長に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

はし もと
橋本

きみ たか
公隆

生年月日

1980年1月23日

所有する当社の株式数

21,400株

取締役会出席状況（出席率）

18/18回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2004年11月 三洋電機株式会社入社
2006年4月 三菱UFJ証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社
2018年8月 当社入社 執行役員 IPO準備室長
2019年2月 当社執行役員 経営戦略室長
2019年4月 当社執行役員 CFO
2019年6月 当社取締役 CFO（現任）

取締役候補者とした理由

金融分野における実務経験や豊富な専門知識に加え、当社の事業・財務戦略において重要な役割を果たしており、今後も当社のさらなる企業価値向上と持続的な成長に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役候補者としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

こばやし
小林

すぐる
傑

生年月日

1977年12月13日

所有する当社の株式数

—

取締役会出席状況（出席率）

18／18回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2000年 4月 株式会社日本交通公社（現 株式会社JTB）入社
2003年 2月 株式会社リンクアンドモチベーション入社
2011年 7月 株式会社フィールドマネージメント（現 株式会社FIELD
MANAGEMENT STRATEGY）入社 マネージングディレクター
2015年 1月 株式会社フィールドマネージメント・ヒューマンリソース設立
代表取締役（現任）
2018年 6月 当社社外取締役（現任）
2022年 5月 株式会社FIELD MANAGEMENT STRATEGY 執行役員
マネージングディレクター（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

人材コンサルティング分野における企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、当社の経営全般に関する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断したため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。また、同氏には上記の知識や経験等を活かして、社外取締役として経営者の視点から、経営の監督、チェック機能等の向上に貢献していただくことを期待しております。

- (注) 1. 小林傑氏は株式会社フィールドマネージメント・ヒューマンリソースの代表取締役であり、当社は前事業年度（第15期）において、同社との間で給与制度のコンサルティングに関する業務委託契約を締結していましたが、既に取引関係は終了しております。その条件は第三者との通常の取引の条件と著しく相違するものではなく、当社と同社の事業活動は相互に大きく依存する状況にはございません。その他、各候補者及び候補者の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小林傑氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 小林傑氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
4. 当社は、小林傑氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、小林傑氏を東京証券取引所の定め及び当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、当社の取締役全員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要については事業報告の「3. (3) 役員等賠償責任保険契約の概要」に記載のとおりであります。本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。
7. 佐藤寛之氏、柳橋仁機氏及び橋本公隆氏は現在当社の取締役であり、当社における担当は、事業報告の「3. (1)取締役の状況」に記載のとおりであります。
8. 柳橋仁機氏の所有する当社の株式数につきましては、同氏の資産管理会社である柳橋事務所株式会社が所有する株式数300,000株を含めた実質所有株式数を記載しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

やま だ
山田

ひろ ゆき
啓之

生年月日

1964年10月20日

所有する当社の株式数

9,000株

取締役会出席状況（出席率）

18回／18回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2000年11月 エイジックス株式会社（現 AZX Group株式会社）設立 代表取締役
2013年7月 Fringe81株式会社（現 Unipos株式会社） 社外監査役（現任）
2015年7月 当社 社外監査役
2016年1月 Chatwork株式会社 社外監査役
2019年4月 株式会社QDレーザ 社外取締役（監査等委員）（現任）
2020年1月 Axella総合会計事務所設立 代表（現任）
2022年6月 当社 社外取締役 監査等委員（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

税理士及び企業経営者としての豊富な経験と専門的な見識により、当社の監査等委員である社外取締役として、業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしております。独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督及び監査を行うにふさわしいと判断したため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としての選任をお願いするものであります。また、同氏には上記の知識や経験等を活かして、財務及び会計の専門職の視点から、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことを期待しております。

候補者
番号

2

さい ま すみ
崔 真淑

(戸籍上の氏名：石原 真淑)

生年月日

1983年1月17日

所有する当社の株式数

－

取締役会出席状況（出席率）

18回／18回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2008年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社（現 大和証券株式会社）入社
2016年3月 株式会社グッド・ニュースアンドカンパニーズ 代表取締役（現任）
2016年4月 エイボン・プロダクツ株式会社（現 エフエムジー & ミッション株式会社） 社外取締役
2019年6月 株式会社シーボン 社外取締役
2021年6月 当社 社外取締役
2022年6月 当社 社外取締役 監査等委員（現任）
2024年5月 株式会社ライズ・コンサルティング・グループ 社外取締役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

コーポレートガバナンス及びコーポレートファイナンスに関する専門的な見識により、当社の監査等委員である社外取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の職務を果たしております。独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督及び監査を行うにふさわしいと判断したため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としての選任をお願いするものであります。また、経済・資本市場分析や金融リテラシーに関する研究活動を通して培われた経験を活かして、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことを期待しております。

候補者
番号

3

いく た み や こ
生田 美弥子

(戸籍上の氏名：大橋 美弥子)

生年月日

1966年8月4日

所有する当社の株式数

—

取締役会出席状況 (出席率)

18回/18回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1994年11月 フランス、パリ弁護士会弁護士登録
1994年11月 Ngo, Miguères & Associés (在フランス法律事務所、パリオフィ
ス及びベトナム、ハノイオフィス) 勤務
2001年1月 ニューヨーク州弁護士登録
2001年1月 Hughes Hubbard & Reed LLP (ニューヨークオフィス) 勤
務
2010年12月 第二東京弁護士会弁護士登録
2012年5月 弁護士法人北浜法律事務所東京事務所入所
2014年10月 独立行政法人環境再生保全機構 非常勤監事 (現任)
2015年1月 弁護士法人北浜法律事務所 パートナー (現任)
2016年6月 株式会社ルネサンス 社外監査役 (現任)
2019年6月 ピー・シー・エー株式会社 社外監査役 (現任)
2022年6月 当社 社外取締役 監査等委員 (現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

日本、米国ニューヨーク州及びフランスにおける弁護士資格を有しており、豊富な経験と専門的な見識により、当社の監査等委員である社外取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の職務を果たしております。独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督及び監査を行うにふさわしいと判断したため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としての選任をお願いするものであります。また、国内外の個人データ保護法分野における専門性を活かして、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことを期待しております。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

- (注) 1. 各候補者及び候補者の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山田啓之氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって2年となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は8年11ヶ月となります。
3. 崔真淑氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって2年となり、社外取締役も含めた通算の在任期間は3年となります。
4. 生田美弥子氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
5. 山田啓之氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（社外監査役）であったことがあります。
6. 崔真淑氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（社外取締役）であったことがあります。
7. 各候補者は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
8. 当社は山田啓之氏、崔真淑氏及び生田美弥子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、山田啓之氏、崔真淑氏及び生田美弥子氏を東京証券取引所の定め及び当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
10. 当社は、当社の取締役全員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要については事業報告の「3. (3) 役員等賠償責任保険契約の概要」に記載のとおりであります。本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

以上

<ご参考>

社外役員の独立性判断基準

当社の社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）が独立性を有すると判断するためには、以下のいずれの項目にも該当しないことを要件とする。

1. 当社の業務執行者（注1）又は過去10年以内に当社の業務執行者であった者
2. 当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に有している者）又は当該主要株主が法人である場合は当該法人の業務執行者、及び過去5年間においてこれらに該当していた者
3. 当社を主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者
4. 当社の主要な取引先である者（注3）又はその業務執行者
5. 当社から一定額（注4）を超える寄付又は助成を受けている者（当該寄付又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
6. 現在又は過去3年間において、当社の会計監査人であった監査法人の社員、パートナー又は従業員である者（現在退職又は退所している者を含む）
7. 上記6に該当しない者であって、当社から役員報酬以外に、一定額（注4）を超える金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
8. 上記1から7に該当する者が重要な者（注5）である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

- (注) 1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者、及び使用人をいう。
2. 「当社を主要な取引先とする者」とは、「過去3事業年度におけるその者（又は会社）の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者（又は会社）」をいう。
3. 「当社の主要な取引先である者」とは、「過去3事業年度における当社の年間売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者（又は会社）、直近事業年度末における当社の総資産の2%以上の額を当社に融資している者（又は会社）」をいう。
4. 「一定額」とは、「過去3事業年度における支払金額が年間平均1,000万円（当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益。）」をいう。
5. 「重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員及び本部長職以上の上級管理職にある使用人をいう。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、「はたらく」にテクノロジーを実装し、個の力から社会の仕様を変える」というパーパスのもと、テクノロジーによって一人ひとりの個性や才能を理解することで、個人のキャリア形成や働き方が多様化される社会の実現を目指しております。その実現のため、「人材情報を一元化したデータプラットフォームを築く」というビジョンを掲げ、企業の人材情報をクラウド上で一元管理し、データ活用のプラットフォームとなるタレントマネジメントシステム(TMS)『カオナビ』を提供しております。

生産年齢人口の減少を背景に、生産性の向上、多様な働き方への対応、人材の定着や離職防止、採用の強化など、企業はさまざまな人事課題を抱えています。その解決に向けて、TMSの導入ニーズは高まっており、その市場は今後さらなる拡大が見込まれております。

当社グループは、中期経営方針として、「継続的なARR(注1)の成長」、「収益性の向上」、「非財務的活動の推進」の3つを掲げております。

継続的なARRの成長に向けた施策の一環として、人材データベースを軸にさまざまなサービスと連携して付加価値を高めることで、顧客に最適なUX(顧客体験)を提供する人材データプラットフォームの構築を目指しております。当連結会計年度においては、既存機能のさらなる改善に加えて、新機能の開発に注力することで、人材データプラットフォームの拡大・進化を進めてまいりました。具体的には、学習管理システム『ラーニングライブラリ』、ジョブ型雇用の実現をサポートする『ポジションマッチング』、人的資本の情報開示に必要なデータを一覧表示できる『人的資本テンプレート』、スキル管理機能『アビリティマネージャー』などをリリースしております。また、労務管理システム『WelcomeHR』を提供するワークスタイルテック株式会社を子会社化しました。

上記に加えて、人材採用や育成をはじめとした組織体制の強化、サービス認知度向上を加速するためのマーケティング活動、既存顧客に対するカスタマーサクセスの取り組みなどに注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度末におけるTMSのARR(注2)は前会計事業年度末比27.4%増の8,112百万円、TMSの利用企業数(注3)は同20.2%増の3,677社、TMSのARPU(注4)は同6.0%増の184千円となりました。また、TMSの解約率(注5)の直近12ヶ月平均は0.42%(同0.09ポイント減)となり、低い水準を維持しております。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの経営成績は、売上高7,625百万円、調整後営業利益(注6)814百万円、営業利益679百万円、経常利益675百万円、親会社株主に帰属する当期純利益699百万円となりました。

なお、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前会計事業年度との比較は行

っておりません。

また、当社グループの報告セグメントはタレントマネジメントシステム事業のみであり、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注) 1. ARR

Annual Recurring Revenueの略で、四半期末のMRR (Monthly Recurring Revenueの略で月額利用料の合計) を12倍して算出しています。なお、MRRは管理会計上の数値です。

2. TMSのARR

四半期末のタレントマネジメントシステム『カオナビ』から計上されるMRR (TMSのMRR) を12倍して算出しています。

3. TMSの利用企業数

四半期末のタレントマネジメントシステム『カオナビ』を導入している企業や団体の数をいいます。

4. TMSのARPU

Average Revenue Per Userの略で、四半期末のTMSのMRRをTMSの利用企業数で除して計算しています。

5. TMSの解約率

MRRの解約率を示しており、当月の解約により減少したTMSのMRRを前月末TMSのMRRで除して計算しています。

6. 調整後営業利益

営業利益+株式報酬費用+M&Aによるのれん償却費+その他一時費用

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は51百万円で、その主なものは、本社オフィスにおける移転工事及びそれに伴う什器取得費並びに、予実管理システム『ヨジツティクス』にかかるソフトウェア開発費であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年1月12日付でワークスタイルテック株式会社の発行済株式7,032株及び第三者割当により発行した新株式3,650株を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 13 期 (2021年3月期)	第 14 期 (2022年3月期)	第 15 期 (2023年3月期)	第 16 期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売 上 高 (百万円)	—	—	—	7,625
経 常 利 益 (百万円)	—	—	—	675
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	—	—	—	699
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	60.27
総 資 産 (百万円)	—	—	—	6,544
純 資 産 (百万円)	—	—	—	2,312
1株当たり純資産 (円)	—	—	—	190.45

- (注) 1. 第16期より連結計算書類を作成しているため、第15期以前の各数値については記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は自己株式控除後の期中平均発行済株式数により、また1株当たり純資産は、自己株式控除後の期末発行済株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 13 期 (2021年3月期)	第 14 期 (2022年3月期)	第 15 期 (2023年3月期)	第 16 期 (当事業年度) (2024年3月期)
売 上 高 (百万円)	3,402	4,496	5,990	7,625
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△16	164	317	705
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△131	210	246	728
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△11.59	18.30	21.32	62.86
総 資 産 (百万円)	3,014	3,993	4,623	6,354
純 資 産 (百万円)	961	1,208	1,491	2,238
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	84.43	104.86	128.77	193.03

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は自己株式控除後の期中平均発行済株式数により、また1株当たり純資産は、自己株式控除後の期末発行済株式数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第14期の期首から適用しており、第14期乃至当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値であります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ワークスタイルテック株式会社	100百万円	51.82%	クラウド労務管理システム『Welcome HR』の提供

(注) 当社は、2024年1月12日付で、ワークスタイルテック株式会社の株式(議決権比率51.82%)を取得し、同社を連結子会社としております。

(4) 対処すべき課題

当社グループとして捉えている対処すべき主要課題は以下のとおりです。

① サービスの普及拡大

生産年齢人口の減少を背景に、生産性の向上、多様な働き方への対応、人材の定着や離職防止、採用の強化など、企業はさまざまな人事課題を抱えています。その解決に向けて、タレントマネジメントシステムの導入ニーズは高まっており、その市場は今後さらなる拡大が見込まれております。

一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会が発表した「企業IT動向調査報告書 2023」（2022年度調査）によると、雇用の流動化を背景に適材適所の人材配置・活用が求められており、2021年度調査と比較してタレントマネジメントシステムを導入・検討する動きがさらに広がっています。

当社グループは、今後も新規顧客の獲得に向けて、費用対効果を検討した上での積極的な広告宣伝などを通じたサービスの認知度向上を図るとともに、営業リソースの拡充や顧客獲得プロセスの継続的な改善、紹介パートナー及びセールスパートナーの拡大など営業機能の強化に努めてまいります。

② 顧客エンゲージメントの強化

当社のサービスを普及させていくには、既存顧客との関係性を強化し、継続的に『カオナビ』を利用していただくことも重要な課題であると認識しております。当社は、これまで『カオナビ』の導入や定着の支援、カオナビキャンパスを通じたセミナーやユーザー会など顧客エンゲージメント強化のための取り組みに注力してまいりました。

今後、これらの活動をより一層強化・推進して、顧客に『カオナビ』の導入効果を最大限享受していただくことに努めてまいります。

③ サービスの改善と機能拡充

インターネット業界においては常に技術革新が起こっており、競争優位性を維持していくことは容易ではありません。

当社グループは、新規顧客の獲得及び既存顧客の継続的なサービス利用のため、このような技術トレンドを捉えた製品開発を継続してまいります。当事業年度におきまして、当社は開発ロードマップを開示し、既存機能のアップデートや新機能のリリースを複数実行いたしました。

今後も、細やかな改善を積み重ねることでユーザビリティを徹底的に追求するとともに、多様化する顧客ニーズや潜在的な要望を的確に捉えた機能開発を行い、顧客価値の向上を目指した継続的なサービスの改善、機能の拡充に努めてまいります。

④ 情報管理体制の継続的な強化

当社グループは、顧客の従業員に関する個人情報を預かっており、その情報管理を強化していくことが重要な課題であると認識しております。当社はプライバシーマークを取得し、個人情報保護方針及び社内規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も継続して社内教育・研修の実施やシステムの整備などを行ってまいります。

また、2024年3月29日付で公表しました子会社であるワークスタイルテック株式会社の個人情報漏えいに関して、再発防止策を講じるとともに、グループ企業においても情報管理体制の継続的な強化を図ってまいります。

⑤ セキュリティの継続的な向上

当社グループサービスの継続利用の前提として、セキュリティの確保は必要不可欠であると考えております。当社では、ISMS認証（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））、ISMSクラウドセキュリティ認証（JIP-ISMS517-1.0（ISO/IEC 27017:2015））を取得して継続的なセキュリティマネジメント体制を構築しており、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」のクラウドサービスリストにも登録されています。また、外部業者による脆弱性診断を継続的に実施し必要な対策を取るとともに、全社員に対しても年次のセキュリティ研修を実施することで、セキュリティの向上に努めております。当該対策に終わりはないと認識しており、グループ全体でセキュリティ向上に向けた対策を行ってまいります。

⑥ 組織体制の強化

当社グループの持続的な事業成長には、多岐にわたる経歴を持つ優秀な人材を採用・育成し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社グループのパーパスに共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくため、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備や人事制度の構築、教育・研修体制の充実化に努めてまいります。

⑦ サステナビリティへの取り組み

気候変動問題への対応を含めた持続可能な社会の実現は、当社グループの持続的な成長の前提であり、これに貢献していくことが重要であると考えております。当社グループは、「ステークホルダーの期待」と「パーパスとの関連度」の観点から、当社グループが対応すべき社会課題を抽出し、当社グループが取り組むべき重要課題（マテリアリティ）として特定、開示しております。これらの重要課題に取り組むことで、持続可能な社会の実現に貢献し、パーパスの実現を目指してまいります。

【ご参考】

当社グループのマテリアリティ（重要課題）

事業を通じた 社会貢献	 個を尊重する社会の実現	従業員 <ul style="list-style-type: none"> ●従業員の基本的権利 ●ダイバーシティ&インクルージョン ●労働安全衛生 ●従業員研修と能力開発 社会 <ul style="list-style-type: none"> ●バリューチェーンにおける人権尊重 ●コミュニティ参画・開発 ●ステークホルダーコミュニケーション
	 脱炭素社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ●気候変動対応 ●エネルギー使用
事業基盤	 安全で使いやすい データプラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ●顧客責任 ●データセキュリティ・プライバシー
	 透明・公正なビジネス	<ul style="list-style-type: none"> ●コーポレートガバナンス ●腐敗防止

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業区分	事業内容
タレントマネジメントシステム事業	クラウドタレントマネジメントシステム『カオナビ』の提供

(6) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都渋谷区
営業所	大阪府大阪市、愛知県名古屋市、福岡県福岡市

(注) 本社は2023年7月1日に東京都港区から移転いたしました。

② 子会社

ワークスタイルテック株式会社	東京都港区
----------------	-------

(注) 当社は、2024年1月12日付で、ワークスタイルテック株式会社の株式（議決権比率51.82%）を取得し、同社を連結子会社としております。

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数
タレントマネジメントシステム事業	304名
その他事業	18
合計	322

(注) 当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っていません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
304名	21名増	33.8歳	2年8ヶ月

(8) **主要な借入先の状況**（2024年3月31日現在）

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

- ① 当社は、2023年7月1日付をもって、本店を東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号に移転いたしました。
- ② 当社は、2024年1月12日付で、ワークスタイルテック株式会社の株式（議決権比率51.82%）を取得し、同社を連結子会社化いたしました。

2. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 36,544,000株

(2) 発行済株式の総数 11,595,200株

(注) 1. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は7,200株増加しております。

2. 2023年8月3日付で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）3名に対して、譲渡制限付株式報酬として新株式を発行したことにより、発行済株式の総数は6,300株増加しております。

(3) 株主数 3,426名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
柳橋仁機	2,907千株	25.1%
合同会社RSIファンド1号	2,460	21.2
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,030	8.9
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	595	5.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	355	3.1
佐藤寛之	334	2.9
柳橋事務所株式会社	300	2.6
株式会社アスパイア	238	2.1
株式会社ラクス	232	2.0
THE BANK OF NEW YORK 1 3 3 5 9 5	208	1.8

(注) 1. 持株比率は自己株式（280株）を控除して計算しております。

2. 柳橋事務所株式会社は、当社代表取締役Co-CEOである柳橋仁機が株式を保有する資産管理会社であります。

(5) **当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況**

当社は取締役（社外取締役を除く。）を対象として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当該報酬制度に基づき、当事業年度中に当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）3名に対して当社普通株式6,300株を交付しております。当社の当該報酬制度の概要は「3.

（4）②ロ. 譲渡制限付株式報酬」のとおりであります。

なお、社外取締役を対象とする株式報酬制度はありません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社 長 Co-CEO	佐藤 寛之	アカウント本部所管
代表取締役 Co-CEO	柳 橋 仁 機	
取 締 役 C F O	橋 本 公 隆	財務担当、コーポレート本部所管
取 締 役	小 林 傑	株式会社FIELD MANAGEMENT STRATEGY 執行役員 兼 マネージングディレクター 株式会社フィールドマネージメント・ヒューマンリソース 代表取締役
取締役 (監査等委員長)	山 田 啓 之	Unipos株式会社 社外監査役 株式会社QDレーザ 社外取締役 (監査等委員) Axella総合会計事務所 代表
取締役 (監査等委員)	崔 真 淑	株式会社グッド・ニュースアンドカンパニーズ 代表取締役
取締役 (監査等委員)	生 田 美 弥 子	北浜法律事務所東京事務所 パートナー/弁護士 独立行政法人環境再生保全機構 監事 (非常勤) 株式会社ルネサンス 社外監査役 ピー・シー・エー株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役崔真淑氏の戸籍上の氏名は、石原真淑氏であります。
2. 取締役生田美弥子氏の戸籍上の氏名は、大橋美弥子氏であります。
3. 取締役小林傑氏、山田啓之氏、崔真淑氏及び生田美弥子氏は、社外取締役であります。
4. 取締役山田啓之氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役生田美弥子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しております。監査等委員会の下に補助及び支援のため、監査等委員会事務局を設置し、事務局を通じて適時に情報を収集及び共有することで監査の実効性を高めていることから、常勤の監査等委員は選定しておりません。
7. 取締役小林傑氏、山田啓之氏、崔真淑氏及び生田美弥子氏の4名を、東京証券取引所の定め及び当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

<ご参考>

社外役員の独立性判断基準

当社の社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む）が独立性を有すると判断するためには、以下のいずれの項目にも該当しないことを要件とする。

1. 当社の業務執行者（注1）又は過去10年以内に当社の業務執行者であった者
2. 当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に有している者）又は当該主要株主が法人である場合は当該法人の業務執行者、及び過去5年間においてこれらに該当していた者
3. 当社を主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者
4. 当社の主要な取引先である者（注3）又はその業務執行者
5. 当社から一定額（注4）を超える寄付又は助成を受けている者（当該寄付又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
6. 現在又は過去3年間において、当社の会計監査人であった監査法人の社員、パートナー又は従業員である者（現在退職又は退所している者を含む）
7. 上記6に該当しない者であって、当社から役員報酬以外に、一定額（注4）を超える金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
8. 上記1から7に該当する者が重要な者（注5）である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

- (注) 1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者、及び使用人をいう。
2. 「当社を主要な取引先とする者」とは、「過去3事業年度におけるその者（又は会社）の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者（又は会社）」をいう。
3. 「当社の主要な取引先である者」とは、「過去3事業年度における当社の年間売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者（又は会社）、直近事業年度末における当社の総資産の2%以上の額を当社に融資している者（又は会社）」をいう。
4. 「一定額」とは、「過去3事業年度における支払金額が年間平均1,000万円（当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益。）」をいう。
5. 「重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員及び本部長職以上の上級管理職にある使用人をいう。

(2) 責任限定契約の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項並びに当社の定款の定めに基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額を最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は当社及び子会社の役員及び執行役員の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る、損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、犯罪行為又は法令違反を認識しながら行った行為に起因する場合等については、上記保険契約の補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の内容に係る決定方針及び取締役報酬の決定プロセス

当社は、2022年6月22日開催の臨時取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針】

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬及び中長期のインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、固定報酬のみとする。

また、当社の取締役に確定拠出年金掛金（事業主負担分）を支給する場合は、以下に掲げる固定報酬の取扱いに準じて支給する。

ロ. 固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬の具体額については、役位、担当職務、貢献度、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 非金銭報酬等の内容及び非金銭報酬等の個人別の報酬の額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、役位、担当職務、貢献度、在任年数のほか、当該取締役の固定報酬額、当社株式の保有数等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

二. 固定報酬（金銭報酬）の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、担当職務、貢献度、在任年数のほか、当社の業績、過去に付与した非金銭報酬等、当社株式の保有数等を総合的に勘案して決定するものとする。

ホ. 取締役に対し報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬については月例とし、譲渡制限付株式報酬の付与については特段の事情がない限り株主総会決議後遅滞なく行うものとする。

ヘ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長佐藤寛之がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び譲渡制限付株式報酬の額又は株式数の決定である。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、各取締役の固定報酬の額並びに各取締役の譲渡制限付株式報酬の額及び株式数の概要について審議するものとし、代表取締役社長は、この審議内容を尊重するものとする。

② 取締役報酬の内容

当社の取締役報酬は現金の支給による固定報酬と譲渡制限付株式報酬で構成されております。

イ. 固定報酬

取締役の報酬限度額は、2022年6月22日開催の第14期定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分は30,000千円以内）と決議いただいております。

総会の決議に係る取締役の員数は4名（うち社外取締役は1名）であります。

各取締役の固定報酬の額については、会社全体のことを把握し各取締役の貢献度等を適切に判断することができるという理由から、取締役会において具体的内容について委託を受けた代表取締役社長が、各取締役の役位、担当職務、貢献度、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与との水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

ロ. 譲渡制限付株式報酬

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、以下のいずれかの方法で当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

- ・対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法（以下「無償交付」という。）
- ・対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」という。）

無償交付の場合は、金銭の払込み等は要しませんが、1株につき各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）その他公正な評価額を基礎として対象取締役の報酬額を算出し、現物出資交付の場合は、当該発行又は処分に係る現物出資に充当する金銭報酬債権を支給します。なお、現物出資交付の場合、当該発行又は処分の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期的にわたって実現するため、譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任若しくは退職する日までの期間、又は2年以上で当社の取締役会が定める期間としております。

2022年6月22日開催の第14期定時株主総会において、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬として年額50,000千円以内、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20千株以内と決議いただいております。当該株主総会の決議に係る対象取締役の員数は3名であります。

各取締役の具体的な譲渡制限付株式報酬の額については、会社全体のことを把握し各取締役の貢献度等を適切に判断することができるという理由から、取締役会において具体的内容について委託を受けた代表取締役社長が、各取締役の役位、担当職務、貢献度、在任年数のほか、当該取締役の固定報酬額、当社株式の保有数等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

③ 監査等委員である取締役の報酬の内容

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年6月22日開催の第14期定時株主総会において、年額25,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会の決議に係る監査等委員である取締役の員数は3名であります。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額	
			金 銭 報 酬 (固 定 報 酬)	非 金 銭 報 酬 (譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬)
取締役 (監査等委員であるものを除く) (うち社外取締役)	4名 (1)	177百万円 (4)	147百万円 (4)	30百万円 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3 (3)	19 (19)	19 (19)	-
合 計 (うち社外役員)	7 (4)	196 (23)	166 (23)	30 (-)

- (注) 1. 当社は取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) を対象として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当該報酬制度の概要は「②口. 譲渡制限付株式報酬」に記載のとおりであります。当事業年度における譲渡制限付株式報酬交付状況は、「2. (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」に記載しております。
2. 譲渡制限付株式報酬は、当事業年度に付与した譲渡制限付株式報酬のほか、過年度に付与した譲渡制限付株式報酬のうち当事業年度に費用計上すべき金額を記載しております。
3. 当社の各取締役の固定報酬の額並びに譲渡制限付株式報酬の額及び株式数については、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に基づき、取締役会決議により一任された代表取締役社長佐藤寛之氏が、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定しております。委任した理由は、代表取締役社長が、会社全体のことを把握し各取締役の貢献度等を適切に判断することができるという理由からであります。なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、各取締役の固定報酬の額並びに各取締役の譲渡制限付株式報酬の額及び株式数の概要について審議をし、代表取締役社長は、この審議内容を尊重したうえで具体的に決定しております。
4. 当社の監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役が高い客観性・独立性をもって経営を監査する立場にあることから、固定報酬のみで構成され、毎月定額を支給しています。なお、各監査等委員である取締役の報酬については、株主総会において決議された限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

- ⑤ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役小林傑氏は、株式会社FIELD MANAGEMENT STRATEGYの執行役員兼マネージングディレクター及び株式会社フィールドマネージメント・ヒューマンリソースの代表取締役であります。
 - ・取締役（監査等委員）山田啓之氏は、Unipos株式会社の社外監査役、株式会社QDレーザの社外取締役（監査等委員）及びAxella総合会計事務所の代表であります。
 - ・取締役（監査等委員）崔真淑氏は、株式会社グッド・ニュースアンドカンパニーズの代表取締役であります。
 - ・取締役（監査等委員）生田美弥子氏は、北浜法律事務所東京事務所のパートナー/弁護士、独立行政法人環境再生保全機構の監事（非常勤）、株式会社ルネサンスの社外監査役及びピー・シー・エー株式会社の社外監査役であります。
 - ・当社は、前事業年度（第15期）において、取締役小林傑氏が代表取締役である株式会社フィールドマネージメント・ヒューマンリソースと給与制度のコンサルティングに関する業務委託契約を締結しておりましたが、既に取引関係は終了しております。その条件は第三者との通常取引の条件と著しく相違するものではなく、当社と同社の事業活動は相互に大きく依存する状況にはございません。その他、当社と各氏の各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役に関期待される役割について行った職務の概要
取締役	小林 傑	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。また、社外取締役に期待される役割に関し、人材コンサルティング分野における企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、社外取締役として経営者の視点から、経営の監督やチェックを行い、意思決定の妥当性や適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	山田 啓之	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。監査等委員長として、出席した取締役会及び監査等委員会において、主に財務・会計等に関し、税理士及び企業経営者としての豊富な経験と専門的な見識により適宜発言をし、独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督及び監査を行っています。また、社外取締役に期待される役割に関し、上記の知識や経験等を活かして、財務及び会計の専門職の視点から、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	崔 真淑	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、コーポレートガバナンス及びコーポレートファイナンスに関する専門的な見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言をし、独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督及び監査を行っています。また、社外取締役に期待される役割に関し、経済・資本市場分析や金融リテラシーに関する見識を活かして、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	生田美弥子	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、法曹界における知識及び経験に基づき、弁護士としての企業法務に関する専門的な見識により適宜発言をし、独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督及び監査を行っています。また、社外取締役に期待される役割に関し、国内外の個人データ保護法分野における専門性を活かして、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保を確保するための適切な役割を果たしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性及び総合的能力等の観点並びに有効性、効率性及び経済性の観点から職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく所存ですが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。

内部留保資金については、財務体質を考慮しつつ今後の事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

自己株式の取得については、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

-
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額及び株式数は、単位表示未満の端数を四捨五入して、比率については、小数点第2位以下を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,271	流 動 負 債	3,975
現金及び預金	4,688	買掛金	112
売掛金	332	短期借入金	100
契約資産	61	1年内返済予定の長期借入金	61
前払費用	188	未払金	324
その他	6	未払費用	308
貸倒引当金	△4	未払法人税等	141
固 定 資 産	1,273	未払消費税等	100
有 形 固 定 資 産	42	預り金	24
建物	28	前受収益	2,693
減価償却累計額	△7	契約負債	72
建物（純額）	22	賞与引当金	40
工具器具備品	51	その他	0
減価償却累計額	△30	固 定 負 債	257
工具器具備品（純額）	21	長期借入金	257
無 形 固 定 資 産	630	負 債 合 計	4,232
のれん	615	(純 資 産 の 部)	
商標権	0	株 主 資 本	2,208
ソフトウェア	2	資本金	1,153
ソフトウェア仮勘定	13	資本剰余金	1,143
投資その他の資産	601	利益剰余金	△87
投資有価証券	59	自己株式	△1
敷金	73	非支配株主持分	104
繰延税金資産	469	純 資 産 合 計	2,312
資 産 合 計	6,544	負 債 純 資 産 合 計	6,544

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	7,625
売上原価	1,723
売上総利益	5,903
販売費及び一般管理費	5,224
営業利益	679
営業外収益	
受取利息	0
雑収入	0
営業外費用	
支払利息	3
株式交付費	1
支払手数料	1
固定資産除売却損	0
経常利益	675
特別損失	
本社移転費用	87
投資有価証券評価損	27
税金等調整前当期純利益	561
法人税、住民税及び事業税	152
法人税等調整額	△290
当期純利益	699
親会社株主に帰属する当期純利益	699

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,939	流動負債	3,886
現金及び預金	4,368	買掛金	112
売掛金	326	短期借入金	100
契約資産	58	1年内返済予定の長期借入金	60
前払費用	186	未払金	299
その他	5	未払費用	295
貸倒引当金	△4	未払法人税等	141
固定資産	1,415	未払消費税等	96
有形固定資産	42	預り金	23
建物	28	前受収益	2,651
減価償却累計額	△7	契約負債	69
建物(純額)	22	賞与引当金	40
工具器具備品	51	その他	0
減価償却累計額	△30	固定負債	230
工具器具備品(純額)	21	長期借入金	230
無形固定資産	15	負債合計	4,116
商標権	0	(純資産の部)	
ソフトウェア	2	株主資本	2,238
ソフトウェア仮勘定	13	資本金	1,153
投資その他の資産	1,357	資本剰余金	1,143
投資有価証券	59	資本準備金	1,143
関係会社株式	756	利益剰余金	△57
敷金	73	その他利益剰余金	△57
繰延税金資産	469	繰越利益剰余金	△57
資産合計	6,354	自己株式	△1
		純資産合計	2,238
		負債純資産合計	6,354

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

科 目	金 額	
売上高		7,625
売上原価		1,723
売上総利益		5,903
販売費及び一般管理費		5,194
営業利益		709
営業外収益		
受取利息	0	
雑収入	0	0
営業外費用		
支払利息	3	
株式交付費	1	
支払手数料	1	
固定資産除売却損	0	4
経常利益		705
特別損失		
本社移転費用	87	
投資有価証券評価損	27	114
税引前当期純利益		591
法人税、住民税及び事業税	152	
法人税等調整額	△290	△138
当期純利益		728

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社カオナビ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小松 亮一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中瀬 朋子	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カオナビの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カオナビ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社カオナビ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小松 亮一

Ⓔ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

中瀬 朋子

Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カオナビの2023年4月1日から2024年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図りました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

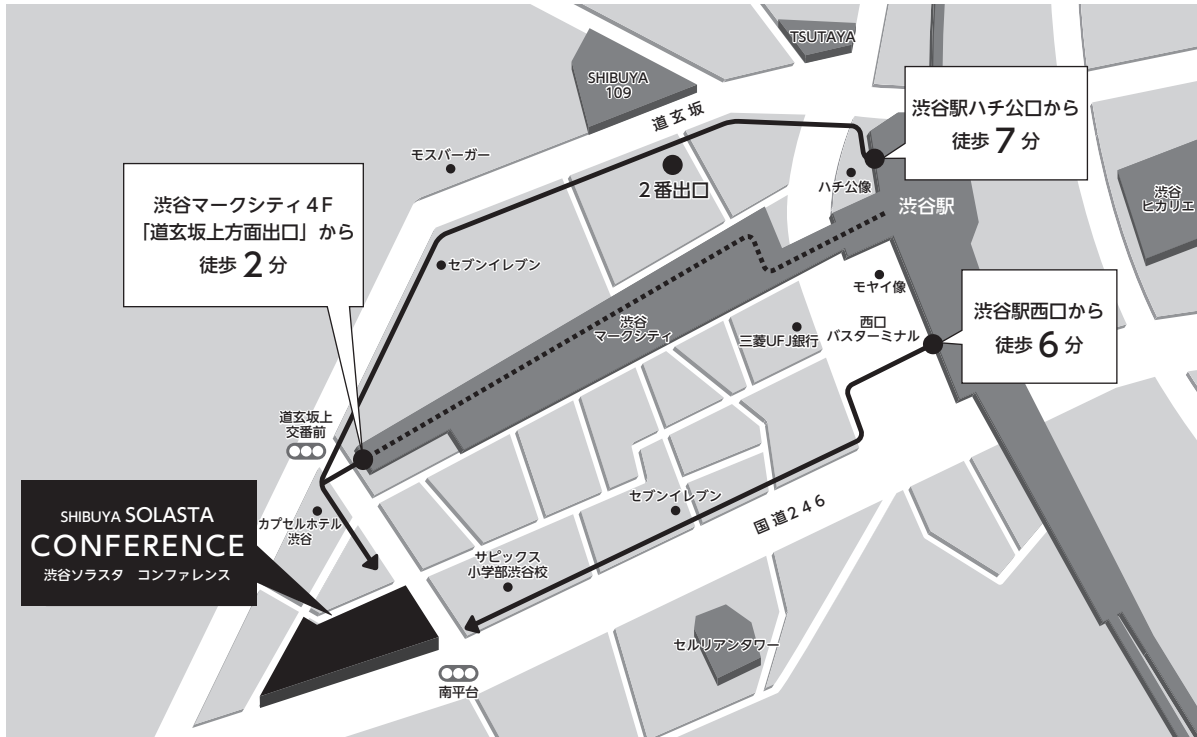
2024年5月20日

株式会社カオナビ 監査等委員会

監査等委員長 (社外取締役)	山田啓之	㊞
監査等委員 (社外取締役)	石原真淑	㊞
監査等委員 (社外取締役)	生田美弥子	㊞

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ 4階
渋谷ソラスタコンファレンス 4D
TEL 03-5784-2604



交通 渋谷駅西口から 徒歩6分
渋谷マークシティ4F「道玄坂上方面出口」から 徒歩2分
渋谷駅ハチ公口から道玄坂経由 徒歩7分

UD
FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。